官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三九）　一
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同四〇）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同四一）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一二七）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産一五六八～一五七〇）　二
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件（経済産業一五九）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通九七三、九七四）　三
○地すべり防止区域を指定する件（同九七五）　三
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二三九～二四三）　三
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二四四）　四
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二四五）　四
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二四六）　四
〔国会事項〕
内閣　法務省　五
〔人事異動〕
内閣　法務省　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
労　働　七
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示二、埼玉同四、島根同二）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一一）　七
〔公　告〕
諸事項　七
官庁
司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他
三七

その他告示

○国家公安委員会告示第三十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の二第五項の規定により令和七年十月三日付けをもって次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K25－4	Ｒｏｏｔｅｒ Q40　Ｊ－Ｖｉｓｉｏｎ	株式会社　Ａｃａｌｉｅ 愛知県名古屋市西区枇の口町１－15 ホーワビル２階
交　K25－5	遊歩フジα ＳＨ20	株式会社セリオ 静岡県浜松市中央区東三方町258－1
交　K25－6	遊歩ジョイ ＳＪ－02	株式会社セリオ 静岡県浜松市中央区東三方町258－1

○国家公安委員会告示第四十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十月三日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N25－88	Ａｉｎｏｈｏｔ ａｍｏｒｕ　Ｐ20	株式会社Ｆｕｎｓｅｄｙ 東京都渋谷区千駄ヶ谷２－７－４フローリッシュ千駄ヶ谷１Ｆ
交　N25－89	電動アシスト自転車 Ｓ１	株式会社ジャパンストライド 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎367番地 10ＬＦ奈良４階Ｎ402
交　N25－90	ＶＥＬＭＯ　16インチ電動アシスト自転車 ＰＩＣＯ	アベントゥーライフ株式会社 東京都荒川区西日暮里６－23－６
交　N25－91	ＥＶＥＲＥＳＴ　ＸＩＮＧ ＣＩＴＹ　＋	株式会社　Ａｃａｌｉｅ 愛知県名古屋市西区枇の口町１－15 ホーワビル２階

交　N25—92	24型水素燃料後輪駆動電動アシスト自転車 U200	YOUON　JAPAN株式会社 東京都新宿区西新宿７—４—６
交　N25—93	ヤマハパス X５Y１	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N25—94	Ｊｅｐ26型電動アシスト自転車 ＪＥ—260ｅ	株式会社クロモ 大阪府大阪市住之江区泉２丁目１番88号
交　N25—95	電動アシスト自転車　ADO E—BIKE　AIR　ONE　U LTRA AIR　ONE　ULTRA	ＡＤＯ株式会社 東京都杉並区阿佐ヶ谷北４—28—11 ダイヤマンション101
交　N25—96	ＥＳＣＡＰＥ　Ｒ　Ｅ＋ ＥＳＣ—Ｒ—Ｅ—Ｌ	株式会社ジャイアント 神奈川県川崎市中原区小杉御殿町２—44—３

○国家公安委員会告示第四十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十月三日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A25—82	Ａｉｎｏｈｏｔ ａｍｏｒｕ　Ｐ20	株式会社Ｆｕｎｓｅｄｙ 東京都渋谷区千駄ヶ谷２—７—４フローリッシュ千駄ヶ谷１Ｆ
交　A25—83	電動アシスト自転車 Ｓ１	株式会社ジャパンストライド 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎367番地 10ＬＦ奈良４階Ｎ402
交　A25—84	ＶＥＬＭＯ　16インチ電動アシスト自転車 ＰＩＣＯ	アベントゥーライフ株式会社 東京都荒川区西日暮里６—23—６
交　A25—85	ＥＶＥＲＥＳＴ　ＸＩＮＧ ＣＩＴＹ　＋	株式会社　Ａｃａｌｉｅ 愛知県名古屋市西区樋の口町１—15 ホーワビル２階
交　A25—86	24型水素燃料後輪駆動電動アシスト自転車 U200	YOUON　JAPAN株式会社 東京都新宿区西新宿７—４—６
交　A25—87	ヤマハパス X５Y１	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○法務省告示第百二十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十月二十七日

法務大臣　平口　洋

大阪法務局所属

熊谷　保
水沼　祐治
橋本　眞一
長谷　透
原島　肇
木村　泰昌
井田　宏
矢本　忠嗣
吉池　浩嗣
岡　俊介
北　英知
岩倉　広修
森岡　孝介
浅見健次郎
髙橋　善久
廣上　克洋
金木　秀文
數原　裕一
恒川由理子
北　佳子
織田　武士
冨田　一彦
鈴木陽一郎
西井　和徒
田中　宏明
大野　直樹
西田　隆裕
松井千鶴子
永幡無二雄
花﨑　政之
内田　耕平

同　同

○農林水産省告示第千五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県日立市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び日立市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県酒田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、東京手彫り印章を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　伝統的工芸品の名称
　東京手彫り印章
二　伝統的な技術又は技法
　1　印稿は、出来上がりの印影を想定し、彫刻する文字を用紙に下書きすること。
　2　字入れは、印稿を基に、筆にて、彫刻する文字を印材に逆字で書き入れること。
　3　荒彫りは、篆刻台、巻き竹で挟んで固定した印材を、印刀にて、字入れした文字以外の部分を均一の深さに彫り下げること。
　4　仕上げは、仕上刀にて、文字の太さや起筆終筆に注意し、線質を繊細に表現できるよう枠と字の周りを整えること。
三　伝統的に使用されてきた原材料
　印材は、柘植、水牛又はこれと同等の材質を有するものとすること。
四　製造される地域
　東京都　千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、小金井市、東村山市、国立市、西東京市
　神奈川県　川崎市
五　指定年月日
　令和七年十月二十七日

○国土交通省告示第九百七十三号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月二十七日
　　国土交通大臣　金子　恭之
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小沢入沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　栃木県日光市小百
　字日向倉
　二五一七番四　一号から十四号まで
　二五一七番二　十五号から十八号まで
　二五二〇番一　五十一号から五十五号まで
　二五二〇番二　五十七号から五十九号及び六十一号から六十三号まで
　二五二〇番五　六十四号から六十八号まで
　二五二〇番七　六十九号及び七十号
　二五二〇番八　七十一号及び七十二号
　二五二〇番一四　七十三号
　二五二一番一　七十四号から七十七号まで
　二五二一番二　七十八号
　二五二一番三　七十九号
　二五二二番　八十号から八十四号まで
　字小沢入
　二五八二番　十九号から二十一号まで
　地先河川敷　二十二号から二十九号まで及び三十一号
　二五八四番九　三十号、四十七号から五十号まで、五十六号及び六十号
　二五八二番　三十二号から三十六号まで
　二五八四番二　三十七号から四十六号まで
　二五八四番一

○国土交通省告示第九百七十四号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月二十七日
　　国土交通大臣　金子　恭之
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　オボロ沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　栃木県日光市高徳字朧
　二一二七番一　一号及び二号
　二一二一番　三号から五号まで
　一二六二番一　六号
　一二六三番　七号から十二号まで
　一二六四番　十三号から十五号まで
　一二六五番　十六号から二十号まで
　一二八一番　二十一号から二十四号まで
　一二八二番　二十五号
　一二八三番　二十六号
　一二八四番　二十七号
　一二八八番　二十八号から三十二号まで
　一二八九番　三十三号から三十八号まで
　一二九八番　三十九号及び四十号
　一三〇〇番　四十一号から四十五号まで
　一三〇一番　四十六号から四十九号まで
　一三〇三番　五十号から五十四号まで
　一三一一番　五十五号及び五十六号
　一三一〇番　五十七号
　一三〇八番　五十八号から六十二号まで
　一九九番　六十三号から六十六号まで
　二〇六番　六十七号
　二一二番　六十八号
　二一六番　六十九号及び七十号
　二一八番　七十一号及び七十二号
　一五九番三　七十三号及び七十四号

○国土交通省告示第九百七十五号

　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
　令和七年十月二十七日
　　国土交通大臣　金子　恭之
一　和歌山県平井（大原平）地すべり防止区域
　和歌山県東牟婁郡古座川町平井の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を平井川右岸官民地境界に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	33° 38′ 38.3188″	135° 41′ 11.7039″
2	33° 38′ 31.2508″	135° 41′ 00.9145″
3	33° 38′ 32.6796″	135° 40′ 51.7054″
4	33° 38′ 38.6623″	135° 40′ 43.8278″
5	33° 38′ 42.3182″	135° 40′ 45.4549″
6	33° 38′ 53.2756″	135° 40′ 52.1520″
7	33° 38′ 57.0548″	135° 41′ 02.9699″

○防衛省告示第二百三十九号

　海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
　令和七年十月二十七日
　　防衛大臣　小泉進次郎
期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒
実施機　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十号

　海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
　令和七年十月二十七日
　　防衛大臣　小泉進次郎
期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四一度一三分四六秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四一度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四一度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四一度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒

(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒

(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒

(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒

(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒

(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十四号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和七年十月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区　域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒

(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十五号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ) 北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ) 北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ) 北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ) 北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

実施機関その他　航空機　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア) 北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ) 北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ) 北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ) 北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ) 北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

実施機関その他　航空機　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

開会式

第二百十九回国会の開会式は、十月二十四日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第二百十九回国会の開会式を行うに当たり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

今日、我が国をめぐる内外の諸情勢はまことに厳しく、早急に対処すべき幾多の重要課題があります。

我々は、この現状を深く認識し、速やかに充実した審議を行い、適切な施策を講じて、国民生活の安定向上に万全を期するとともに、世界の平和と繁栄の実現に一層大きな役割を果たしていかなければなりません。

ここに、開会式に当たり、我々に課せられた重大な使命に鑑み、日本国憲法の精神を体し、各々最善を尽くしてその任務を遂行し、もって国民の信託に応えようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第二百十九回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

質問書提出

十月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和七年度より開始した高等教育修学支援新制度（多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等）に関する質問主意書（吉田はるみ提出）

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する質問主意書（高井崇志提出）

議事日程

十月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
令和七年十月二十四日（金曜日）
正午開議
第一　常任委員長の選挙

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

十月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
令和七年十月二十四日（金曜日）
午後三時開議
第一　常任委員長の選挙
第二　国務大臣の演説に関する件

議案送付（予備審査）

十月二十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

所得税法の一部を改正する法律案（浜口誠外一名発議）
地方税法の一部を改正する法律案（浜口誠外一名発議）

人事異動

内閣

デジタル副大臣に任命する　今枝宗一郎
内閣府副大臣に兼ねて任命する
復興副大臣に任命する　田所　嘉徳
復興副大臣に任命する　瀬戸　隆一
内閣府副大臣に兼ねて任命する
内閣府副大臣に任命する（各通）　岩田　和親　鈴木　隼人　津島　淳
総務副大臣に任命する（各通）　堀内　詔子　高橋　克法
法務副大臣に任命する　三谷　英弘
外務副大臣に任命する（各通）　佐藤　文乃（国光あやの）　堀井　巌
財務副大臣に任命する（各通）　中谷　真一　舞立　昇治
文部科学副大臣に任命する（各通）　小林　茂樹　中村　裕之
厚生労働副大臣に任命する（各通）　長坂　康正　仁木　博文
農林水産副大臣に任命する（各通）　根本　幸典　山下　雄平
経済産業副大臣に任命する　井野　俊郎
内閣府副大臣に兼ねて任命する（各通）　山田　賢司
国土交通副大臣に任命する　佐々木　紀
国土交通副大臣に任命する　酒井　庸行
内閣府副大臣に兼ねて任命する
復興副大臣に兼ねて任命する　青山　繁晴
環境副大臣に任命する　辻　清人
内閣府副大臣に兼ねて任命する
環境副大臣に任命する　宮﨑　政久
防衛副大臣に任命する　川崎　秀人（川崎ひでと）
内閣府副大臣に兼ねて任命する
デジタル大臣政務官に任命する　金子　容三
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する　若山　慎司
内閣府大臣政務官に任命する（各通）　古川　直季
内閣府大臣政務官に任命する　中野　英幸
復興大臣政務官に兼ねて任命する　向山　淳
梶原　大介
総務大臣政務官に任命する（各通）

法務大臣政務官に任命する
福山　守

英利アリフェヤー（英利アルフィヤ）
大西　洋平
島田　智明

外務大臣政務官に任命する（各通）
三反園　訓
高橋はるみ

財務大臣政務官に任命する（各通）
北口かおる（福田かおる）

文部科学大臣政務官に任命する
清水　真人

文部科学大臣政務官に任命する
復興大臣政務官に任命する
栗原　渉
神谷　政幸

厚生労働大臣政務官に任命する（各通）
広瀬　建
山本　啓介

農林水産大臣政務官に任命する（各通）
越智　俊之

経済産業大臣政務官に任命する
内閣府大臣政務官に任命する
復興大臣政務官に兼ねて任命する
小森　卓郎

経済産業大臣政務官に任命する
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する
復興大臣政務官に兼ねて任命する
加藤　竜祥
永井　学

国土交通大臣政務官に任命する（各通）
上田　英俊

国土交通大臣政務官に任命する
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する
復興大臣政務官に兼ねて任命する
森　千里（森下　千里）

環境大臣政務官に任命する
土肥　理緒（友納　理緒）

環境大臣政務官に任命する
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する
若林　洋平

防衛大臣政務官に任命する
吉田　真次

防衛大臣政務官に任命する
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する（以上十月二十二日）

法務省

判事兼簡易裁判所判事
森田　淳

令和七年司法試験考査委員に任命する
任期は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和七年十二月三十一日までとする
遠山　敦士
同

令和七年司法試験考査委員を免ずる
令和七年司法試験予備試験考査委員を免ずる（以上十月二十一日）
検事
今井　康彰

令和七年司法試験考査委員の併任を解除する
令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（十月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する
（愛媛大学名誉教授）
門屋　一臣

正四位に叙する
（九州大学名誉教授）
岡本　英明

従四位に叙する
足立　廣忠

正五位に叙する
笹沼庄之助
清水　基貴
平岡　雅博
道本　佳治

従五位に叙する（各通）
石田　雄
中島　理
三浦　和弘

正六位に叙する（各通）
池田　克弘
大島　宏
栗城　源七
黒岩　肇
田沼　昭男
辻嶋　公次
林　愛人

従六位に叙する（各通）
（警視庁警部）
（鹿児島県警部補）

正七位に叙する（各通）
甲斐　十一

従七位に叙する（各通）（以上九月十八日）
松村　龍二

従三位に叙する
（一橋大学名誉教授）
伊東　貞三
河村錠一郎

正四位に叙する（各通）

従四位に叙する
堀内　健二

従五位に叙する（各通）
齋藤　康三
田ノ上　健

正六位に叙する（各通）
後藤　清憲
山王　英明

従六位に叙する（各通）
大川　勝巳
高橋　茂樹

正七位に叙する（各通）（以上九月十九日）
安井　信英
勝木　俊知

従四位に叙する
梅田　文雄
（垂水市議会議員）

従五位に叙する（各通）
岩崎　竹松
小平　秀穂
古川　福三
松岡　學

正六位に叙する（各通）
榎本　秀樹
永田　貞雄
久善　出男
村松　弘
山崎　幸男

従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
猪股　嵩
鎌田　良春
福井　繁

従七位に叙する（以上九月二十日）
佐々木　淳
中田　幹夫

正五位に叙する（各通）
猪瀬　康夫

従五位に叙する（各通）
森　倫夫

正六位に叙する（各通）
岡野　俊一
橋野　六男
渡邉　修

正六位に叙する（各通）
赤松　房雄
井上　数豊
島田　理平
中島　尚

従六位に叙する（各通）
（岩手県盛岡地区広域消防組合消防司令）
兼平　仁詩
馬場　成元

正七位に叙する（各通）
岡　修
鳥羽　忠男

従七位に叙する（以上九月二十一日）
若狭　正

正六位に叙する
伊丹　俊二
松尾　勝一
吉永　義夫
武田　修
安井　信英
勝木　俊知
大西　信彰
川畑　三郎
松谷　勲鐵
大和田和男
土橋　清博
渡邊　俊一
田嶋　正男
濱田　忠勝
松本　悟
山口　信一

従六位に叙する（各通）
池田　均
今福　芳徳

正七位に叙する（各通）
市川　淳
川辺　幸一

従七位に叙する（各通）（以上九月二十二日）
早川　正徳

正四位に叙する
柴田　烈

正七位に叙する（以上九月二十三日）
千田　則行

正六位に叙する
二階堂　始

従六位に叙する（以上九月二十四日）
福田　修久

正七位に叙する（九月二十五日）
高橋　康雄

正七位に叙する（九月二十八日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（九月十九日）
佐野　洋
永山　節夫

旭日単光章を授ける（各通）（九月十八日）
長谷川　盟

旭日小綬章を授ける
（垂水市議会議員）
川畑　三郎

旭日小綬章を授ける
山口　信一

旭日双光章を授ける（以上九月二十日）
足立　廣忠
岡本　英明

瑞宝小綬章を授ける
（九州大学名誉教授）
清水　基貴

瑞宝小綬章を授ける（各通）
熊谷征三郎
黒岩　肇
林　愛人
平岡　雅博

瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）
芦田真二郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十八日）
荒川　正寛
甲斐　十一
中田　元
古谷　和
西川　隆善

瑞宝小綬章を授ける
後藤　清憲
田ノ上　健
堀内　健二

瑞宝双光章を授ける（各通）
大川　勝巳
原田　寛

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十九日）
海野　博之
大和田和男

瑞宝双光章を授ける（各通）
松岡　學
村松　弘

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十日）
鎌田　良春
長谷川正道
森本　信一

瑞宝小綬章を授ける
猪瀬　康夫　岡　修　岡野　俊一
川田　茂　佐々木　淳　島田　理平
鳥羽　忠男　馬場　成元　森　倫夫
渡邉　修　福井　繁
瑞宝双光章を授ける（各通）
（岩手県盛岡地区広域消防組合消防司令）　太田　正博
鈴木　文昭　畠山　政美　兼平　仁詩
服部　義雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十一日）
市川　淳　吉田外喜夫　若狭　正
瑞宝双光章を授ける（各通）
川辺　幸一
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十二日）
相馬　孝
瑞宝単光章を授ける（九月二十三日）
二階堂　始
瑞宝双光章を授ける（九月二十四日）
福田　修久
瑞宝双光章を授ける（九月二十五日）

皇室事項

認証官任命式

十月二十二日午後八時、宮中において、デジタル副大臣兼内閣府副大臣今枝宗一郎、復興副大臣田所嘉徳、復興副大臣兼内閣府副大臣瀬戸隆一、内閣府副大臣岩田和親、同鈴木隼人、同津島淳、総務副大臣堀内詔子、同高橋克法、法務副大臣三谷英弘、外務副大臣国光あやの、同堀井巌、財務副大臣中谷真一、同舞立昇治、文部科学副大臣小林茂樹、同中村裕之、厚生労働副大臣長坂康正、同仁木博文、農林水産副大臣根本幸典、同山下雄平、経済産業副大臣兼内閣府副大臣井野俊郎、同山田賢司、国土交通副大臣佐々木紀、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣酒井庸行、環境副大臣青山繁晴、環境副大臣兼内閣府副大臣辻清人及び防衛副大臣兼内閣府副大臣宮崎政久の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、ザンビアの独立記念日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月27日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,040円」を「１時間1,105円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月27日

埼玉労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間1,089円」を「１時間1,152円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月27日

島根労働局長　岩見　浩史

第４号中「１時間1,000円」を「１時間1,069円」に改める。

公　告

諸　事　項

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和７年10月27日　法務大臣　平口　　洋

記

名称　司法書士法人エトランジェ

所属する司法書士会　札幌司法書士会

法人番号　01―00047

主たる事務所の所在地　北海道登別市千歳町一丁目５番地３

土地家屋調査士法人懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第43条第１項第２号の規定に基づき、令和７年９月30日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和７年10月27日　法務大臣　平口　　洋

記

名称　土地家屋調査士法人西遠合同事務所

所属する土地家屋調査士会　静岡県土地家屋調査士会

法人番号　08―0010

主たる事務所の所在地　浜松市中央区子安町322番地の４

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

失踪宣告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０００２号
仙台市青葉区作並字元木16番地
清算株式会社　株式会社ＹＩ管財
代表清算人　岩松　廣行
1　決定年月日　令和７年10月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第１０５号
（本店所在地）和歌山県紀の川市桃山町元123番地の１
清算株式会社　山紀運輸株式会社
代表清算人　三木　京子
1　決定年月日　令和７年10月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第５号
静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14
清算株式会社　株式会社オーミ
代表清算人　大平　晃裕
1　決定年月日　令和７年10月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　協定債権の定義
協定債権は、別紙「債権者一覧表」記載の「債権額（元本）」欄に記載の債権並びに同債権の利息及び遅延損害金をいう。
第２　協定債権の免除
協定債権は本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。
第３　残余財産発見時の弁済
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項による免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。
（別紙省略）
以上
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和６年（ヒ）第１００６号
名古屋市千種区今池南32番19号
清算株式会社　株式会社今池南設計事務所
代表清算人　青山　泰長
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　端数の処理
割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
1　基本方針
清算株式会社が保有する財産を全て換価し、換価済み財産から、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額として、一般債権者に対する弁済を行う。
2　弁済及び免除
①　第１回弁済
第１回目の弁済は、現時点で換価・回収済みの財産のうち36,000,000円を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、本協定認可決定確定後遅滞なく、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。
②　第２回弁済
第１回弁済後、清算株式会社が保有する全ての財産の換価が完了した時点で、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、速やかに、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。
③　免除
第２回弁済完了後、一般債権の残額について免除を受ける。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１００４号
広島市中区中町７番16号
清算株式会社　株式会社凪スクエア
代表清算人　二國　則昭
1　決定年月日　令和７年10月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙協定債権目録記載の協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から20日以内に、公租公課等の必要な費用を控除した額を各協定債権の元本額に応じて按分して弁済する。なお、本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分の結果生じる１円未満の端数は切り捨てて、振り込む方法により実施する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額ならびに特別清算開始決定後の利息・損害金につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、同項に定める通り、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２号
広島県尾道市向島町16060番地79
清算株式会社　広島県東部食糧株式会社
代表清算人　槇本　茂良
1　決定年月日　令和７年10月１日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる債権は、別紙弁済表の各債権者の債権額欄記載の債権とする。
2　清算会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１カ月以内に、別表弁済表の各「弁済額」記載欄の各弁済額を、振込の方法で支払う。なお、配当原資に弁済率を乗じて生じた１円未満の端数は、切り捨てる。切り捨てた４円は、事務費に算入する。振込手数料は、清算会社の負担とする。
3　各協定債権者は、前項の金員の支払を受けたときは、弁済表の各「免除額」欄記載の各債権額及び令和６年１月２日以降の利息、損害金につき、その債務を免除する。
4　第２項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人はこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表弁済表記載の各債権者の弁済割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３項により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
以上
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（ヒ）第１００３号

福岡県福津市本木281番地１
清算株式会社　九州たまご株式会社
代表清算人　髙井　章光

１　決定年月日　令和７年10月１日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　弁済

⑴　清算株式会社九州たまご株式会社（以下「会社」という。）は、協定債権者に対し、全ての資産換価後の令和７年５月末時点での現預金額1409万1103円（第３項記載の預金額を除いた額）から本件清算手続の遂行に必要な費用（公租公課その他一般優先債権等会社法第515条３項括弧書記載の債権の弁済必要額を含む。以下同じ。）の想定額80万円及び⑶記載の法人住民税立替金７万1000円を控除した1322万0103円を弁済原資として協定債権者が有する協定債権額に基づく按分計算（詳細は⑵に定める。）によって算定した金額を、本協定の認可決定の確定日（以下「本件確定日」という。）から１か月以内の日（以下「本件弁済日」という。）に弁済する。弁済金は、その全部を債権元本に充当する。

なお、株式会社西日本シティ銀行に対する按分計算額のうち９万4116円及び株式会社福岡銀行に対する按分計算額のうち26万7402円については、たまご&カンパニー株式会社（旧商号　イセ食品株式会社）の更生計画（東京地方裁判所令和４年（ミ）第１号・第３号会社更生事件）に基づく債権者間の平等を図るため、それぞれ株式会社西日本シティ銀行及び株式会社福岡銀行に対する弁済額から控除し、上記合計36万1518円をたまご&カンパニー株式会社への弁済額に加算するものとし、たまご&カンパニー株式会社は、上記加算額を同社の更生計画に基づく追加弁済１の原資として取り扱う。以上の按分計算および減増額を実施して算出された協定債権者に対する具体的弁済額は、下記の通りである。

記

協定債権者名	弁済額
たまご&カンパニー株式会社	628万4547円
たまご&ファーマーズ株式会社	24万9525円
イセ株式会社	133万8052円
株式会社西日本シティ銀行	409万7866円
株式会社福岡銀行	125万0113円

⑵　⑴の按分計算の基礎となる協定債権者の債権額は、債権者間の平等を図るため、会社が特別清算による整理方針を表明した令和４年８月末時点を基準日とする。ただし、その後に協定債権者によりなされた相殺額及びたまご&ファーマーズ株式会社の⑶記載の法人住民税立替金７万1000円は上記基準日における債権額から控除するものとし、これを前提とする協定債権者の債権額は、下記のとおりである。弁済額を算出するに当たっては、按分計算によって生じる１円以下の端数については切り捨てるものとし、切り捨てられた端数の合計額は最大の債権額を有する協定債権者に対する弁済額に加算する。

記

協定債権者名	債権額
たまご&カンパニー株式会社	２億4035万0348円
たまご&ファーマーズ株式会社	1012万5468円
イセ株式会社	5429万6776円
株式会社西日本シティ銀行	１億7010万6307円
株式会社福岡銀行	6157万9227円

⑶　法人住民税にかかる立替金の弁済

たまご&ファーマーズ株式会社は、会社が令和６年１月期について支払うべき法人住民税７万1000円を立て替えて支払っていることから、会社は、本件弁済日に、たまご&ファーマーズ株式会社に対し、⑴記載の弁済金に加えて、７万1000円を弁済する。当該弁済金は、その全部を債権元本に充当する。

２　協定債権の支払いの免除

協定債権者は、本件確定日において、会社に対し、特別清算手続開始決定日（以下「開始決定日」という。）における協定債権の額から前項⑴及び⑶記載の弁済額を控除した残額並びに開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額につき、その債務を免除する。

３　弁済の場所・方法

本協定に基づく弁済は、清算人事務所（東京都港区西新橋一丁目15番５号内幸町ケイズビル９階　髙井総合法律事務所）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座へ振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に協定債権者の費用負担で振込送金する。

また、第１項⑴に基づく弁済金のうち、株式会社西日本シティ銀行及び株式会社福岡銀行に対する弁済金の一部については、会社は、本件弁済日における、会社の株式会社西日本シティ銀行における預金額及び株式会社福岡銀行における預金額をそれぞれ弁済充当し、残額を弁済するものとする。

４　追加弁済

⑴　本件弁済日において、会社の有する現預金額が本件清算手続の遂行に必要な費用並びに第１項⑴及び⑶記載の弁済額の合計を上回る場合には、会社は、すみやかに、協定債権者に対し、当該上回った額を弁済原資として協定債権者が有する協定債権額に基づく按分計算（詳細は第１項⑵に定める。）によって算定した金額を弁済する。なお、会社は、第１項の弁済金と合計して前項に従って振込送金することができる。

⑵　第１項⑴の弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、会社は、これを速やかに換価、回収し、協定債権者に対し、換価・回収代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資として協定債権者が有する協定債権額に基づく按分計算（詳細は第１項⑵に定める。）によって算定した金額を弁済する。

⑶　⑴及び⑵の弁済がなされた場合、協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、当該弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和七年十月二十七日
札幌市中央区南七条西九丁目一〇二四―一〇
（甲）株式会社一幻フードカンパニー
代表取締役　中澤　祐介
東京都品川区東五反田五丁目一〇番一八号
（乙）株式会社ＹＵＮＡＲＩ
代表取締役　小嶋　健
東京都品川区東五反田五丁目一〇番一八号
（丙）株式会社狼煙
代表取締役　中澤　祐介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十一頁（号外第二三〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十二頁（号外第二三〇号）
令和七年十月二十七日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目三番九号
（甲）アイブレーン株式会社
代表取締役　岡野　秀生
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目三番九号
（乙）アイブレーンホールディングス株式会社
代表取締役　岡野　秀生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　六頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三日
掲載頁　五十六頁（号外第一二二号）

令和七年十月二十七日
東京都品川区東品川二丁目二番二四号
（甲）ダウ・ケミカル日本株式会社
代表取締役　ジャロッド・トラスラー
東京都品川区東品川二丁目二番二四号
（乙）ダウ・シリコーン・ホールディングス・ジャパン株式会社
代表取締役　齋藤　雅則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十二月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一一七頁（号外第一七〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　五十六頁（号外第一二七号）
令和七年十月二十七日
東京都千代田区大手町一丁目六番一号
（甲）伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社
代表取締役　田中　康博
仙台市若林区六丁目字南九七番三
（乙）東鋼産業株式会社
代表取締役　早川　哲

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十一日
掲載頁　九十五頁（号外第五十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十一日
掲載頁　七十九頁（号外第五十九号）
令和七年十月二十七日
東京都渋谷区桜丘町二六番一号
（甲）ＧＭＯメイクショップ株式会社
代表取締役　向畑　憲良
福岡県福岡市中央区大名二丁目六番一一号
（乙）ＧＭＯメイクアプリ株式会社
代表取締役　木村　一郎

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三日
掲載頁　四頁
（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三日
掲載頁　四頁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十七日

掲載頁　二頁

令和七年十月二十七日

東京都渋谷区桜丘町三一番一四号

（甲）ウミガメ株式会社

代表取締役　松下　勇介

東京都渋谷区桜丘町三一番一四号

（乙）株式会社Ａｔｏ　Ｏｎｅ

代表取締役　松下　勇介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一一九頁（号外第二二七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十七日

東京都豊島区上池袋四丁目一六番二二号

（甲）常盤化学工業株式会社

代表取締役　平澤健太郎

東京都渋谷区神宮前三丁目二一番二一号とびたビルＢ一Ｆ

（乙）ＴＨ管理サービス有限会社

代表取締役　平澤宏明紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://charion.co.jp/

令和七年十月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号

（甲）株式会社ＣＨホールディングス

代表取締役　**吉**田　大助

東京都港区麻布台一丁目一一番九号

（乙）株式会社シャリオン

代表取締役　角田　哲平

令和七年十月二十七日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階

（甲）合同会社大和都市開発ＡＡ

代表社員　木村　章展

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号ルックハイツ新宿八〇三号

（乙）合同会社武蔵野環境都市開発

代表社員　木村　章展

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一二二頁（号外第二二七号）

令和七年十月二十七日

東京都港区西麻布三丁目一七番一五号

（甲）シナジオン株式会社

代表取締役　山川　雅之

東京都港区西麻布三丁目一七番一五号

（乙）ニューラルトランス株式会社

代表取締役　大林　一樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議したので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二日

掲載頁　九十四頁（号外第二二一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二日

掲載頁　九十四頁（号外第二二一号）

令和七年十月二十七日

神奈川県鎌倉市台一九一七番地

（甲）アイ株式会社

代表取締役　田之井久雄

神奈川県鎌倉市台一九一七番地

（乙）フィーウェル株式会社

代表取締役　田之井久雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　六十頁（号外第八十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　五十六頁（号外第八十二号）

令和七年十月二十七日

石川県加賀市大聖寺上木町一六二番地一

（甲）石川**精**工株式会社

代表取締役　打本　渉

石川県加賀市山中温泉上原町イ二二番地の一

（乙）株式会社金津工作所

代表取締役　打本　渉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三一頁（号外第二一九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三一頁（号外第二一九号）

令和七年十月二十七日

名古屋市中区平和一丁目四番三号

（甲）レイテック株式会社

代表取締役　竹下　直仁

名古屋市中区平和一丁目四番三号

（乙）レイテックヘルスケア株式会社

代表取締役　竹下　直仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和七年十一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.centrald.jp/

（乙）https://internet-design.co.jp/

令和七年十月二十七日

名古屋市北区萩野通一丁目八番地一

（甲）セントラルデザイン株式会社

代表取締役　稲吉　正樹

名古屋市北区萩野通一丁目八番地一

（乙）インターネットデザイン株式会社

代表取締役　稲吉　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和７年１月二十四日
掲載頁　一一四頁（号外第十四号）
令和７年十月二十七日
滋賀県高島市今津町桜町二丁目一番地の三
（甲）フランチャイズビジネスインキュベーション株式会社
代表取締役　山本　昌弘
東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ
（乙）株式会社ＵＴ
代表取締役　山本　昌弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和７年７月九日
掲載頁　七十七頁（号外第一五七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和７年７月三十日
掲載頁　一一四頁（号外第一七四号）
令和７年十月二十七日
広島県東広島市西条上市町一〇番四号
（甲）株式会社三輝ホールディングス
代表取締役　木村　遵輝
広島県東広島市志和町奥屋一〇二八四番二
（乙）株式会社三輝テック
代表取締役　木村　里美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む金属プレス加工業、金型製作業及びこれらに附帯する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和７年７月十日
掲載頁　八頁
令和７年十月二十七日
埼玉県東松山市大字新郷八八番地四〇
（甲）株式会社関東トリックス
代表取締役　多賀　康記
埼玉県東松山市松山町二丁目四番五〇号
（乙）株式会社大内製作所
代表取締役　大内　次郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の宮崎県児湯郡都農町大字川北字瓜生尾立二四一四五番一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年十月二十七日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）宮崎都農ソーラー合同会社
代表社員　宮崎都農ソーラーホールディングス一般社団法人
職務執行者　池田　卓也
東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内
（乙）ＡＣ16合同会社
代表社員　ＡＣ16一般社団法人
職務執行者　中垣　光博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産に関する事業を除く全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和７年十月二十七日
東京都渋谷区神宮前三丁目二一番二一号とびたビルＢ一Ｆ
（甲）株式会社仲良し
代表取締役　平澤宏明紀
東京都渋谷区神宮前三丁目二一番二一号とびたビルＢ一Ｆ
（乙）ＴＨ管理サービス有限会社
代表取締役　平澤宏明紀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の保有・管理・賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　伊勢新聞
掲載の日付　令和７年十月二十七日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　伊勢新聞
掲載の日付　令和７年十月二十七日
掲載頁　四頁
令和７年十月二十七日
三重県伊勢市西豊浜町六五五番地一八
（甲）株式会社NexTra. Holdings
代表取締役　清水　良二
三重県伊勢市西豊浜町六五五番地一八
（乙）株式会社ttride
代表取締役　清水　秀隆

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社木村屋（乙、住所和歌山県橋本市隅田町垂井四〇番地の二）の全事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和７年十月二十日
掲載頁　六十七頁（号外第二三三号）
令和７年十月二十七日
大阪府堺市美原区平尾二六四八番地四〇
株式会社木村屋分割準備会社
代表取締役　中西　誠吏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する中央ＡＫビル株式会社（住所東京都千代田区五番町六番地一）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和７年十月十六日
掲載頁　五十五頁（号外第二三〇号）
令和７年十月二十七日
東京都千代田区五番町六番地一
中央ビルコン株式会社
代表取締役　清藤　良則

新設分割公告

当社は、当社と株式会社ＵＴの吸収合併の効力発生を条件として、新設分割により新設するフランチャイズビジネスアドバイザリー株式会社（住所　東京都港区芝浦三丁目一四番一八号キャナルスクエア芝浦三階）に対して当社の鰻の成瀬事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和７年十月十六日
掲載頁　十頁
令和７年十月二十七日
滋賀県高島市今津町桜町二丁目一番地の三
フランチャイズビジネスインキュベーション株式会社
代表取締役　山本　昌弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年十月二十七日
埼玉県さいたま市南区南本町一丁目三番一五号エースワンダービル一階
合同会社３４６
代表社員　坂本三四郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十七日

埼玉県志木市本町六丁目二七番八―三〇二号

合同会社ショコラ

代表社員　大手　智志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十七日

東京都葛飾区柴又四丁目三四番一六号

ＫＨパートナーズ合同会社

代表社員　檜山麻里子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月九日であり、組織変更後の商号は株式会社ＬＯＧＲＡＹとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十七日

東京都府中市府中町三丁目一〇番八号カネサンビル三〇一

合同会社ＬＯＧＲＡＹ

代表社員　新井　悠吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十七日

長野県飯山市大字野坂田字上新田境七五七番地一

合同会社エフカンパニー

代表社員　部谷　圭彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十七日

岐阜県高山市国府町広瀬町一一四六番地一〇

合同会社ＴＯＤＡＹ

代表社員　川上絵里子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＵＵＵｔｈとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十七日

静岡県掛川市和田一九七番地の三

合同会社ＵＵＵｔｈ

代表社員　松原　和彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十七日

山口県下関市一の宮町二丁目二番地一七―六一三号サンライズ一の宮

合同会社みわるごん

代表社員　荘司　啓太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十七日

北海道上川郡清水町字御影南五線五一番地七

有限会社コスモス

代表取締役　竹中　良典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千六百二十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の承認決議は、令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二〇七頁（号外第二一七号）

令和七年十月二十七日

仙台市泉区市名坂字鳥井原五八番地の一

株式会社ＶＩＺＥＮ

代表取締役　鎌田　善幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://shink-jp.com/ir/notice

令和七年十月二十七日

東京都目黒区中目黒一丁目一一番一八号

株式会社ＳＨＩＮＫ

代表取締役　猪又　勇人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百五十一万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/57965/announces

令和七年十月二十七日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

株式会社Ｐｉｃｔｏｒｉａ

代表取締役　明渡　隼人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億二千四百九十四万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/126330/announces

令和七年十月二十七日

東京都江東区新木場一丁目一七番八号三階

株式会社ＫＩＮＳ

代表取締役　下川　穣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千六百四十円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　五十九頁（号外第八十八号）

令和七年十月二十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目一五番一二号

ＶｉｄｅｏＴｏｕｃｈ株式会社

代表取締役　上坂　優太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億八百万円減少することといたしました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号

株式会社ＣＨホールディングス

代表取締役　**吉**田　大助

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十月二十四日から令和七年十月三十一日までの日を払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権が十月三十一日までに行使された場合には、資本金の額を当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十四頁（号外第二三三号）

令和七年十月二十七日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号

Ｔｕｒｉｎｇ株式会社

代表取締役　山本　一成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千四百六十八万四千八百円減少し、金八千七百万円とすることにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月二十七日

静岡県浜松市浜名区平口五二七七番地一

株式会社エコム

代表取締役　髙梨　智志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百二十万円減少し百八十万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十七日

静岡市葵区城北一〇六番地の一

株式会社Ｔｅｒｓｕｓ　ＧＮＳＳ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　鵜飼　尚弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十七日

大分県中津市一六〇一番地の一

サムプロット有限会社

代表取締役　城戸崎　修

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月一日を効力発生日とする大木産業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十七日

埼玉県川口市上青木六丁目三二番二〇号

ＴＷホールディングス株式会社

代表取締役　大木　康嗣

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月三十日を効力発生日とする株式会社オーテイクとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十九頁（号外第二三三号）

令和七年十月二十七日

東京都北区赤羽南二丁目八番九号

株式会社大竹麺機

代表取締役　大竹　智彦

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を二億六千百八十八万六千七百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十七日

大阪府摂津市鳥飼本町五丁目一番一六号

株式会社ＡＬＡＭＡＫＯ

代表取締役　**吉**原　章悟

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月二日を効力発生日とする株式会社ゴーイングとの株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　六十頁（号外第二三〇号）

令和七年十月二十七日

東京都中央区日本橋人形町一丁目一番一一号

株式会社コモンデザイン室

代表取締役　宍戸　康志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千二百五十万円、資本準備金の額を六億七千三百七十八万八千五百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十九日

掲載頁　一〇〇頁（号外第三十三号）

令和七年十月二十七日

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目一一番八号

（ＴＯＳグループ内）

ＤＴアクシス株式会社

代表取締役　小島　尚之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万百七十円、資本準備金の額を一億六千六百三十七万五千円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日を予定しております。

なお、効力発生日までに当社が新たな株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を資本準備金とすることで、最終的な資本金の額を五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月八日

掲載頁　八十九頁（号外第二〇二号）

令和七年十月二十七日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番一〇号日本橋ライフサイエンスビルディング七・六階Ｃ―一六

ティーセルヌーヴォー株式会社

代表取締役　松永　行介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十七日

岐阜市美園町一丁目四番地

有限会社正忠商店

代表取締役　井上　晴貴

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十一月下旬に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十七日

群馬県桐生市本町三丁目三番八号

株式会社川口商店

一時代表取締役　手呂内弓子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十七日

東京都千代田区神田神保町三丁目一〇番二号

ＡＢアコモ株式会社

代表取締役　阿部　裕二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十七日

山形県山形市七日町一丁目二番三六号

株式会社片桐

代表取締役　片桐　文子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十月二十七日

東京都中野区弥生町二丁目一〇番五号

株式会社ユニックス

代表取締役　高関　仁志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十七日

静岡県静岡市駿河区国吉田二丁目五番一〇号

株式会社シャンソン化粧品

代表取締役社長　川村　卓史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十七日

広島市安佐南区東原一丁目一六番一号

株式会社中西商店

代表取締役　山口　健二

合併につき株券等提出公告

当社は、石川精工株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月二十七日

石川県加賀市山中温泉上原町イ二二番地の一

株式会社金津工作所

代表取締役　打本　渉

吸収分割及び資本金の額の減少公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲がその営む不動産開発事業に関連する法人の株式を所有及び管理する事業に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

また、甲は資本金の額を二十二億九千九百万五千円減少し、乙は資本金の額を二十六億四千九百万円減少することにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（甲）株式会社ＬＣ－０１

代表取締役　岡田　恭直

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（乙）株式会社ＬＣ　ＨＤ

代表取締役　今井　良典

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によって、その全部をＡ種種類株式としたうえで、その全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

また、当社は、当該定款変更の効力発生を条件として、全部取得条項付種類株式であるＡ種種類株式の全部（自己株式を除きます。）を取得することにいたしましたので公告します。

令和七年十月二十七日

奈良県大和高田市本郷町九番一七号

ワキ製薬株式会社

代表取締役　脇本　真之介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二日

掲載頁　一二一頁（号外第一〇〇号）

令和七年十月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

瑞穂プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snmn.jp/koukoku/tmk_hirakata_shogyo_shisetsu_kaihatsu/

令和七年十月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社枚方商業施設開発

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年十月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｐｈｏｅｎｉｘ特定目的会社

取締役　関口　陽平

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和七年十月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年十月二十七日

兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目三番一九号

コープこうべ企業年金基金

清算人　山下　信孝